

改正

平成22年4月1日
平成22年10月1日
平成24年6月1日
平成26年4月1日要領第5号
平成26年6月1日要領第7号
平成28年4月1日要領第5号
平成28年7月15日要領第9号
平成29年9月1日要領第9号
平成31年4月8日要綱第6号
令和4年4月1日要領第5号
令和5年4月1日要領第3号
令和6年4月1日要領第2号

岩国市低入札価格調査実施要領

岩国市低入札価格調査実施要領（平成18年3月20日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、岩国市財務規則（平成18年規則第52号）第107条の2に規定する最低の価格をもって入札した者（以下「最低入札者」という。）以外の者を落札者とする場合の基準について、必要な事項を定めるものとする。

（低入札価格調査）

第2条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、最低入札者以外の者を落札者とする場合にあっては、低入札価格調査（予定価格の制限の範囲内で最低入札者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを判断するために実施する調査をいう。以下同じ。）を行うものとする。

（対象）

第3条 この要領の対象となる契約は、競争入札に付する工事であって次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- （1） 設計金額が1億5,000万円以上の建設工事
- （2） 解体工事及び別に定める特別な工事（以下「解体工事等」という。）
- （3） 総合評価競争入札により執行する建設工事

（調査基準価格）

第4条 低入札価格調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、低入札調査基準価格設定書（様式第1号、様式第2号、様式第3—1号又は様式第3—2号）により算出した当該各号に定める額とし、予定価格調書にその価格を記載するものとする。

- （1） 土木等一般工事（様式第1号により算出）

「直接工事費の10分の10＋共通仮設費の10分の9＋現場管理費の10分の9＋一般管理費等

の10分の7」（各費目に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計し、合計額の千円未満は切捨て）とする。

(2) 土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事（様式第2号により算出）

「直接工事費の10分の10＋機器単体費の10分の9.2＋共通仮設費の10分の9＋現場管理費の10分の9＋一般管理費等の10分の7」（各費目に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計し、合計額の千円未満は切捨て）とする。

(3) 建築工事及び解体工事（様式第3号により算出）

「直接工事費の10分の10＋共通仮設費の10分の9＋現場管理費の10分の9＋一般管理費等の10分の7」（各費目に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計し、合計額の千円未満は切捨て）とする。

(4) 前号の工事において、直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。なお、現場管理費相当額は、次によるものとする。

ア 前号の工事のうち、イに掲げる工事を除いたもの 直接工事費に10分の1を乗じた額（小数点以下切捨て）

イ 前号の工事のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 直接工事費に10分の2を乗じた額（小数点以下切捨て）

（判断基準額）

第5条 判断基準額は、調査基準価格に10分の9.8を乗じて得た額（千円未満は切捨て）とする。

2 前項の規定により算出した判断基準額を下回る入札は、当該契約の内容に適合した履行がされないものとみなし、失格とする。

3 前2項の規定にかかわらず、解体工事等については、この判断基準額は適用しないものとする。

（調査対象となる入札）

第6条 低入札価格調査の対象（以下「調査対象」という。）となる入札は、第3条に定める工事であって、調査基準価格を下回る入札とする。ただし、失格又は無効となった入札を除くものとする。

（入札参加者への周知）

第7条 入札執行者は、入札参加者に対し、岩国市建設工事等に係る競争入札参加者心得（令和4年4月1日制定）の条文を熟読することを促すとともに、設計図書の配布の際に次に掲げる事項を周知するものとする。

(1) 調査基準価格が設定されていること。

(2) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法に関すること。

(3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

(4) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。

(5) 判断基準額を下回る入札を行った者は、失格となること。

（入札の保留）

第8条 入札執行者は、執行した入札を調査対象とした場合は、落札の決定を保留し、落札者は

後日決定して公表する旨を告げて入札を終了する。

(低入札価格調査の内容)

第9条 入札執行者は、調査対象となる入札について、入札時に提出を受けた工事費内訳書により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める調査事項について、調査対象となる入札を行った者（以下「調査対象者」という。）の入札価格の低いものから順次、調査するものとする。

(1) 土木等一般工事及び建築工事（以下「土木建築工事等」という。）の場合 入札時に提出された工事費内訳書を土木建築工事等低入札価格調査表（様式第4号）に整理して、次に掲げる数値的判断基準全てを満たす場合に限り落札者とする。

ア 直接工事費の内訳となる各工事（以下「内訳工事」という。）の金額が内訳工事に係る設計金額の50パーセント以上であること。ただし、内訳工事に係る設計金額が100万円未満のものは、この限りでない。

イ （直接工事費＋共通仮設費）が設計金額の80パーセント以上であること。

ウ （現場管理費＋一般管理費等）が設計金額の45パーセント以上であること。

(2) 土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事の場合 入札時に提出された工事費内訳書を土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事低入札価格調査表（様式第5号）に整理して、次に掲げる数値的判断基準全てを満たす場合に限り落札者とする。

ア 機器単体費及び内訳工事の金額が機器単体費及び内訳工事に係る設計金額の50パーセント以上であること。ただし、機器単体費及び内訳工事に係る設計金額が100万円未満のものは、この限りでない。

イ （直接工事費＋機器単体費＋共通仮設費）が設計金額の80パーセント以上であること。

ウ （現場管理費＋一般管理費等）が設計金額の45パーセント以上であること。

(3) 解体工事等の場合 入札時に提出された工事費内訳書を解体工事数値的判断調査表（様式第6号）に整理して、次のア及びイに掲げる数値的判断基準全てを満たし、かつ、解体工事等低入札価格調査表（様式第7号）の調査項目について、次のウからオまでに掲げる基本的判断基準により、当該契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査する。ただし、解体工事等のうち解体工事以外の工事については、解体工事数値的判断調査表の整理並びに次のア及びイに掲げる数値的判断基準による調査は省略するものとする。

ア （直接工事費＋共通仮設費）が設計金額の75パーセント以上であること。

イ （現場管理費＋一般管理費等）が設計金額の45パーセント以上であること。

ウ 調査に協力的であること。

エ 企業努力による適正な見積に基づく公正な価格競争の結果であること。

オ 工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。

(調査結果)

第10条 入札執行者は、前条に定める調査を終了したときは、その結果について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとする。

(1) 土木建築工事等 調査結果について、土木建築工事等低入札価格調査表及びその他の参考資料により、岩国市建設工事競争入札等参加者選定審査会規程（平成18年訓令第50号）による岩国市建設工事競争入札等参加者選定審査会（以下「審査会」という。）に報告するも

のとする。

(2) 土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事 調査結果について、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事低入札価格調査表及びその他の参考資料により、審査会に報告するものとする。

(3) 解体工事等 調査結果について、解体工事等低入札価格調査表及びその他の参考資料により、審査会に諮るものとし、審査会が落札者と認めるときは、当該応札者を落札者と決定し、落札者と認められないときは当該調査対象者のうち次に入札価格の低いものを調査し、再度、審査会に諮るものとする。

(調査結果の通知)

第11条 入札執行者は、調査を完了したとき、又は審査会に諮った場合において審査を完了したときは、当該調査対象者に対し、その結果を通知するものとする。

(調査結果の公表)

第12条 市長は、調査結果の概要を低入札価格調査結果表（業者別）（様式第8号）により前条の規定による通知の日の翌日から起算して1年が経過する日まで閲覧をもって公表する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(岩国市業務委託低入札価格調査実施要領等の廃止)

2 次に掲げる要領等は、廃止する。

(1) 岩国市業務委託低入札価格調査実施要領（平成18年3月20日制定）

(2) 低入札価格調査判断基準（平成18年3月20日制定）

(3) 業務委託低入札価格調査判断基準（平成18年3月20日制定）

(岩国市競争入札心得の一部改正)

3 岩国市競争入札心得（平成18年3月20日制定）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(岩国市条件付一般競争入札実施要領の一部改正)

4 岩国市条件付一般競争入札実施要領（平成20年10月1日制定）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成22年4月1日）

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月1日）

(施行期日)

1 この要領は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岩国市低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に調査基準価格を設定する工事から適用し、同日前に調査基準価格を設定した工事については、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月1日）

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の岩国市低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に調査基準価格を設定する工事から適用し、同日前に調査基準価格を設定した工事については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年 4 月 1 日要領第 5 号)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の岩国市低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に調査基準価格を設定する工事から適用し、同日前に調査基準価格を設定した工事については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年 6 月 1 日要領第 7 号)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の岩国市低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に調査基準価格を設定する工事から適用し、同日前に調査基準価格を設定した工事については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年 4 月 1 日要領第 5 号)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の岩国市低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に調査基準価格を設定する工事から適用し、同日前に調査基準価格を設定した工事については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年 7 月15日要領第 9 号)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年 7 月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の岩国市低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に地方自治法施行令第167条の 6 第 1 項の規定による公告又は同令第167条の12第 1 項の規定による通知（以下「公告等」という。）を行う工事から適用し、同日前に公告等を行う工事については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年 9 月 1 日要領第 9 号)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の岩国市低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に地方自

治法施行令第167条の6第1項の規定による公告又は同令第167条の12第1項の規定による通知（以下「公告等」という。）を行う工事から適用し、同日前に公告等を行う工事については、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月8日要綱第6号）

この要領は、平成31年4月8日から施行する。

附 則（令和4年4月1日要領第5号）

（施行期日）

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の岩国市低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に地方自治法施行令第167条の6第1項の規定による公告又は同令第167条の12第1項の規定による通知（以下「公告等」という。）を行う工事から適用し、同日前に公告等を行う工事については、なお従前の例による。

附 則（令和5年4月1日要領第3号）

（施行期日）

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の岩国市低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に地方自治法施行令第167条の6第1項の規定による公告又は同令第167条の12第1項の規定による通知（以下「公告等」という。）を行う工事から適用し、同日前に公告等を行う工事については、なお従前の例による。

附 則（令和6年4月1日要領第 号）

（施行期日）

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の岩国市低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告又は同令第167条の12第1項の規定による通知（以下「公告等」という。）を行う工事から適用し、同日前に公告等を行う工事については、なお従前の例による。

様式第1号（第4条関係）

低入札調査基準価格設定書（土木等一般工事）

工事番号

工 事 名

調査基準価格	円
--------	---

判断基準額	円
-------	---

上記のとおり定める。

年 月 日

〔調査基準価格の算出〕

$$(\text{直接工事費} \times 10/10) + (\text{共通仮設費} \times 9/10) + (\text{現場管理費} \times 9/10) + (\text{一般管理費等} \times 7/10)$$

直接工事費×10／10 (小数点以下切捨て)	(×10／10) 円
共通仮設費×9／10 (小数点以下切捨て)	(×9／10) 円
現場管理費×9／10 (小数点以下切捨て)	(×9／10) 円
一般管理費等×7／10 (小数点以下切捨て)	(×7／10) 円
計 (千円未満切捨て)	円

低入札調査基準価格設定書

（土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）

工事番号
工 事 名

調査基準価格	円
--------	---

判断基準額	円
-------	---

上記のとおり定める。

年 月 日

〔調査基準価格の算出〕

（直接工事費×10／10）＋（機器単体費×9.2／10）＋（共通仮設費×9／10）＋（現場管理費×9／10）＋（一般管理費等×7／10）

直接工事費×10／10 （小数点以下切捨て）	（ ×10／10） 円
機器単体費×9.2／10 （小数点以下切捨て）	（ ×9.2／10） 円
共通仮設費×9／10 （小数点以下切捨て）	（ ×9／10） 円
現場管理費×9／10 （小数点以下切捨て）	（ ×9／10） 円
一般管理費等×7／10 （小数点以下切捨て）	（ ×7／10） 円
計 （千円未満切捨て）	円

低入札調査基準価格設定書（建築工事）

工事番号
工 事 名

調査基準価格	円
判断基準額	円

上記のとおり定める。

年 月 日

〔調査基準価格の算出〕

$$\{ (\text{直接工事費} - \text{現場管理費相当額}) \times 10 / 10 \} + (\text{共通仮設費} \times 9 / 10) + \{ (\text{現場管理費} + \text{現場管理費相当額}) \times 9 / 10 \} + (\text{一般管理費等} \times 7 / 10)$$

現場管理費相当額（ア） （小数点以下切捨て）	（ × 1 / 10 ） 円
（直接工事費－（ア））× 10 / 10 （小数点以下切捨て）	（ × 10 / 10 ） 円
共通仮設費 × 9 / 10 （小数点以下切捨て）	（ × 9 / 10 ） 円
（現場管理費＋（ア））× 9 / 10 （小数点以下切捨て）	（ × 9 / 10 ） 円
一般管理費等 × 7 / 10 （小数点以下切捨て）	（ × 7 / 10 ） 円
計 （千円未満切捨て）	円

低入札調査基準価格設定書（解体工事）

工事番号
工 事 名

調査基準価格	円
--------	---

上記のとおり定める。

年 月 日

[調査基準価格の算出]

$$\{ (\text{直接工事費} - \text{現場管理費相当額}) \times 10 / 10 \} + (\text{共通仮設費} \times 9 / 10) + \{ (\text{現場管理費} + \text{現場管理費相当額}) \times 9 / 10 \} + (\text{一般管理費等} \times 7 / 10)$$

現場管理費相当額（ア） （小数点以下切捨て）	（ × 1 / 10) 円
（直接工事費－（ア））× 10 / 10 （小数点以下切捨て）	（ × 10 / 10) 円
共通仮設費 × 9 / 10 （小数点以下切捨て）	（ × 9 / 10) 円
（現場管理費＋（ア））× 9 / 10 （小数点以下切捨て）	（ × 9 / 10) 円
一般管理費等 × 7 / 10 （小数点以下切捨て）	（ × 7 / 10) 円
計 （千円未満切捨て）	円

様式第 4 号（第 9 条関係）

土木建築工事等低入札価格調査表

- 1 調査対象者

2 工事名

3 工事場所

4 予定価格（消費税及び地方消費税抜き）

5 調査基準価格

6 入札価格（消費税及び地方消費税抜き）

7 判断基準額（調査基準価格の98%）

8 数値的判断基準
- 円

円

円

円

基準	適・否
(1) 各工事金額は、設計金額の50%以上である。	
(2) （直接工事費＋共通仮設費）は、設計金額の80%以上である。	
(3) （現場管理費＋一般管理費等）は、設計金額の45%以上である。	
総合判断	

9 設計内訳書と見積内訳書との比較表

費目	工種	設計内訳書 金額（A）	見積内訳書 金額（B）	見積率% （B／A）	数値的判断 基準%	適・否
直接工事費						
共通仮設費						
現場管理費						
一般管理費等						
工事価格						
直接工事費＋共通仮設費						
現場管理費＋一般管理費等						

様式第5号（第9条関係）

土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事低入札価格調査表

- 1 調査対象者

2 工事名

3 工事場所

4 予定価格（消費税及び地方消費税抜き）

5 調査基準価格

6 入札価格（消費税及び地方消費税抜き）

7 判断基準額（調査基準価格の98％）

8 数値的判断基準
- 円

円

円

円

基準		適・否
[1] 機器単体費及び各工事金額は、設計金額の50％以上である。		
[2] （直接工事費＋機器単体費＋共通仮設費）は、設計金額の80％以上である。		
[3] （現場管理費＋一般管理費等）は、設計金額の45％以上である。		
総合判断		

9 設計内訳書と見積内訳書との比較表

費目	工種	設計内訳書 金額（A）	見積内訳書 金額（B）	見積率％ （B／A）	数値的判断 基準％	適・否
機器単体費						
直接工事費						
共通仮設費						
現場管理費						
一般管理費等						
工事価格						
直接工事費＋機器単体費 ＋共通仮設費						
現場管理費＋一般管理費等						

様式第 6 号（第 9 条関係）

解体工事数値的判断調査表

- 1 調査対象者

2 工事名

3 工事場所

4 予定価格（消費税及び地方消費税抜き）

5 調査基準価格

6 入札価格（消費税及び地方消費税抜き）

7 数値的判断基準
- 円

円

円

基準	適・否
(1) （直接工事費＋共通仮設費）は、設計金額の75%以上である。	
(2) （現場管理費＋一般管理費等）は、設計金額の45%以上である。	
総合判断	

8 設計内訳書と見積内訳書との比較表

費目	工種	設計内訳書 金額（A）	見積内訳書 金額（B）	見積率% （B／A）	数値的判断 基準%	適・否
直接工事費						
共通仮設費						
現場管理費						
一般管理費等						
工事価格						
直接工事費＋共通仮設費						
現場管理費＋一般管理費等						

様式第 7 号（第 9 条関係）

解体工事等低入札価格調査表

- 1 調査対象者

2 工事名

3 工事場所

4 予定価格（消費税及び地方消費税抜き）

5 調査基準価格

6 入札価格

7 基本的判断基準
- 円

円

円

基準	適・否
(1) 調査に協力的であること。	
(2) 企業努力による適正な見積に基づく公正な価格競争の結果であること。	
(3) 工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。	
総合判断	

8 調査項目

項目	内容
(1) 当該価格により入札した理由	
(2) 手持工事の状況	
(3) 手持資材の状況	
(4) 購入資材の状況	
(5) 手持機械の状況	
(6) 技術者等の配置計画	
(7) 労務者の供給見通し	
(8) 過去に施工した公共工事等の名称及び発注者	
(9) 建設副産物の搬出予定	
(10) 安全管理の計画	
(11) 下請予定業者の状況	
(12) その他必要な事項	

様式第 8 号（第12条関係）

低入札価格調査結果表（業者別）

年度	
工事名	
工事場所	
入札方法	
入札日	
予定価格（税抜き）	
調査基準価格	
判断基準額	
応札者	
応札額	
調査結果	
理由	